

平成十年政令第三百三十五号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令

内閣は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）第二條第二項、第八條第一項、第九條、第十三條第二項、第二十一條第二項、第二十四條第一項並びに附則第二條第七項及び第八項並びに第八條並びに日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第四十條の規定に基づき、並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律を実施するため、この政令を制定する。

（法第一條第二項の政令で定める日）

第一條 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「法」という。）第二條第二項の政令で定める日は、次のとおりとする。

- 一 法第二條第一項の規定により政府が承継する債務のうち、政府が別表第一の上欄に掲げる日に貸し付けた長期の資金に係るもので、法の施行の日におけるその未償還元金がそれぞれ同表の中欄に掲げる金額であるものにあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる日
- 二 法第二條第二項の規定により政府が承継する債務のうち、政府が引き受け、かつ、当該承継の時において保有する債券であつてその名称、額面金額及び番号がそれぞれ別表第二の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げるものに係るものにあつては、それぞれ同表の第四欄に掲げる日

（日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担）

第二條 法第八條第一項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が負担することとされた費用のうち、機構が毎年度において支払うべき額は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第三十二條第二項の存続組合である日本鉄道共済組合（平成八年厚生年金等改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。次條第二項において「平成八年改正前の共済法」という。）附則第三十二條第二項の存続組合である日本鉄道共済組合（平成八年厚生年金等改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。次條第二項において「平成八年改正前の共済法」という。）））が負担することとされた額として計上した額とする。

（日本鉄道共済組合等）という。）が当該年度においてその予算に当該支払うべき額として計上した額とする。

第三條 法第九條に規定する政令で定めるところにより算定した額の二分の一に相当する額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- 一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十年政令第三百三十六号）第七條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号。以下「改正前施行法経過措置政令」という。）第十三條の二第一項第一号に掲げる額に、負担配分率を乗じて得た額の二分の一に相当する額
- 二 法の施行の日から前号に掲げる額がすべて納付されるまでの間の利子（その額は、資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和六十二年政令第三十二号）第一條第六号に掲げる利率により生ずるものとして計算する。次條第二項第二号において同じ。）に相当する額

前項第一号の負担配分率は、法第九條の規定により承継法人（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）附則第十九條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十一條第二項の承継法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下「機構法」という。）附則第三條第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団及び当該承継法人に係る指定法人（平成八年改正前の共済法第十一條の六第一項の指定法人をいう。次條第二項第一号において同じ。）をいう。次條において同じ。）が負担することとされた額の算定の基礎となる者（次條第二項第一号において「負担対象職員」という。）に係る年金たる給付又は年金たる保険給付に要する費用に關して改正前施行法経過措置政令第十三條の二第二項第一号又は第二号の規定の例によりそれぞれ算定した額の総額（次條第二項第一号において「基礎算定額」という。）を、改正前施行法経過措置政令第十三條の二第二項各号に掲げる額を合算した額で除して得た率とする。

第四條 法第九條の規定により承継法人又は機構が負担することとされた額について、各承継法人又は機構が負担する額のうち、各承継法人又は機構が毎年度において支払うべき額は、日本鉄道共済組合等が当該年度においてその予算に当該支払うべき額として計上した額とする。

前項の各承継法人が負担する額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、日本鉄道共済組合等と承継法人との間に別段の合意がある場合には、この限りでない。

- 一 前條第一項第一号に掲げる額に、昭和六十二年四月一日（指定法人にあつては、その事業の開始日）において当該承継法人（機構法附則第三條第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団にあつては、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第五條第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構）に使用される者（役員を含む。）となつた負担対象職員（指定法人以外の承継法人にあつては、指定法人の事業の開始日に当該指定法人に使用される者（役員を含む。）となつたものを除く。）に係る年金たる給付又は年金たる保険給付に要する費用に關して改正前施行法経過措置政令第十三條の二第二項第一号又は第二号の規定の例によりそれぞれ算定した額の総額を基礎算定額で除して得た率を乗じて得た額
- 二 法の施行の日から前号に掲げる額がすべて納付されるまでの間の利子に相当する額（資金の貸付け）

第五條 法第十三條第二項の規定による資金の貸付けは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一條第三項の会社（資金の貸付けを受けようとする時において、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行しているものを除く。）に対する当該会社の事業の用に供する施設の整備その他当該会社の経営基盤の強化を図るために必要な資金の貸付けとする。

第六條 法第二十一條第一項の規定により機構が投資することができる事業は、次に掲げるものとする。

- 一 機構の所有する土地（法附則第二條の規定により日本鉄道建設公団が承継した土地のうち機構法附則第二條第一項の規定により機構が承継するものに限る。）に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備に係る調査、企画若しくは広報又は測量、設計若しくは工事を行う事業
 - 二 機構の所有する資産（法第十三條第一項及び第二項に規定する業務に係るものに限る。次号において同じ。）の処分を促進するための調査、企画又は広報を行う事業
 - 三 機構の所有する資産が処分されるまでの間において、当該資産を管理し、又は有効に利用する事業
- （独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の特例）
- 第七條 法第十三條第一項及び第二項並びに法附則第七條第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八條第一項中「次に掲げる法令の規定」とあるのは、次に掲げる法令の規定並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八條第一項及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六十九條第三項の規定とする。
- 附則
- （施行期日）
- 第一條 この政令は、法の施行の日（平成十年十月二十二日）から施行する。
- （特別債券の形式）
- 第二條 鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下「特別債券」という。）は、記名式で無利札のものとする。
- （特別債券の発行の方法）
- 第三條 特別債券は、これを引き受ける北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社ごとに一を限り発行するものとする。
- （特別債券の償還の方法）
- 第四條 特別債券の償還は、一括償還の方法によるものとする。
- （特別債券の発行の価額）
- 第五條 特別債券の発行の価額は、当該特別債券の額面金額とする。
- （債券の発行）
- 第六條 機構は、各特別債券についてその全額の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。

2 各債券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

- 一 特別債券の名称
- 二 特別債券の金額
- 三 特別債券の利率
- 四 特別債券の償還の方法及び期限
- 五 利息の支払の方法及び期限
- 六 管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（特別債券原簿）
 第七条 機構は、主たる事務所に鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券原簿（次項において「特別債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

- 2 特別債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特別債券の発行の年月日
 - 二 特別債券の数及び番号
 - 三 前条第二項各号に掲げる事項
 - 四 元利金の支払に関する事項

附 則（平成二十二年一月二七日政令第三三六号）
 （施行期日）
 1 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

2 この政令の施行前に港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）又は旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（これらの法律に基づく政令を含む。）の規定によりされた命令等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者のした処分等の行為とみなす。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年一月一七日政令第四八三号）抄

（施行期日）
 第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二十三年三月三〇日政令第九八号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年五月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二十五年六月二七日政令第二九三号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二七日政令第五二三号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月十九日）から施行する。

附 則（平成二十六年一月三〇日政令第九三〇号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年一月六日政令第三五〇号）抄
 この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成二十九年八月三日政令第二三三〇号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附 則（平成二十三年七月一五日政令第二二〇号）抄
 この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年七月二日政令第二三九号）抄
 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。

附 則（平成二十九年八月二四日政令第二二二〇号）抄
 （施行期日）
 1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一三三三〇号）抄
 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）	貸し付けた日	未償還元金	償還期限
	昭和四十九年五月一日	一億二千五百四十四万九千九百九十九円	平成十年十月二十二日
	昭和四十九年六月一日	二億七千六十万円	
	昭和四十九年七月一日	八千万円	
	昭和五十年三月三十一日	三十八億八千五百円	
	昭和五十一年三月三十一日	六十二億五千円	
	昭和五十一年四月一日	四十二億九千七百五十万円	
	昭和五十一年五月一日	三百六十八億五千八百円	
	昭和五十一年六月一日	千八百八億五千五百円	
	昭和五十一年七月一日	六億六千円	
	昭和五十一年八月一日	十三億五千八百七十七万五千円	
	昭和五十一年九月一日	千五百五十七万五千円	
	昭和五十一年十月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十一年十一月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十一年十二月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年一月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年二月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年三月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年四月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年五月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年六月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年七月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年八月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年九月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年十月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年十一月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十二年十二月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年一月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年二月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年三月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年四月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年五月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年六月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年七月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年八月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年九月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年十月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年十一月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	
	昭和五十三年十二月一日	二百七十七億四千二百九十九万九千九百九十九円	

昭和五十六年三月三十一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十六年四月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十六年五月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十六年六月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十六年七月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十六年八月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十六年九月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十六年十月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十六年十一月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十六年十二月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年一月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年二月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年三月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年四月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年五月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年六月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年七月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年八月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年九月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年十月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年十一月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十七年十二月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年一月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年二月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年三月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年四月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年五月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年六月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年七月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年八月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年九月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年十月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年十一月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十八年十二月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年一月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年二月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年三月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年四月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年五月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年六月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年七月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年八月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年九月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年十月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年十一月一日	千五百五十七万九千九百九十九円
昭和五十九年十二月一日	千五百五十七万九千九百九十九円

政府保証特別第二十 四回日本国有鉄道清 算事業団債券	円 千万 第一号から 第五号まで	政府保証特別第二十 五回日本国有鉄道清 算事業団債券	円 千万 第一号から 第五号まで	政府保証特別第八十 四回日本国有鉄道清 算事業団債券	円 千万 第一号から 第九号まで	政府保証特別第九十 一回日本国有鉄道清 算事業団債券	円 千万 第一号から 第六百八十六 号から第三 万三千二百 号まで	政府保証特別第九十 七回日本国有鉄道清 算事業団債券	円 千万 第一号から 第二千五百 七十号まで	政府保証特別第七 回日本国有鉄道清 算事業団債券	円 千万 第一号から 第二千二百八 十五号まで	政府保証特別第九 回日本国有鉄道清 算事業団債券	円 千万 第一号から 第一万三千 号まで	政府保証特別第十 回日本国有鉄道清 算事業団債券	円 千万 第一号から 第二万七千 四百五十一 号まで
----------------------------------	------------------------	----------------------------------	------------------------	----------------------------------	------------------------	----------------------------------	--	----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--